

論 説

地方税法に基づく税の賦課処分の  
取消を求める2014年全部改正後の  
行政不服審査法に基づく  
審査請求に対する却下裁決について

平 井 文 三

目次

1. はじめに
2. 審査請求の裁決に至る経緯
  - (1) 審査請求を行うまで
  - (2) 審査請求の提起から裁決がなされるまで
  - (3) 裁決
3. 行政不服審査法及び地方税法上の問題点
  - (1) 行政不服審査法
    - ① 行政不服審査法第24条に基づく却下
    - ② 処分庁たる行政庁の補助部局と審査庁たる行政庁の補助部局の間のファイアーウォール（チャイニーズウォール）の必要性
    - ③ 審理員
  - (2) 地方税法
    - ① 民法における債務者の守られるべき権利
    - ② 租税法律主義からみた地方税法第9条による租税債務の承継割合を相続人代表者指定（変更）届に記載する相続分によって変更することの可否
    - ③ 違法な手続によりなされた課税処分（履行命令）が法律の定める要件と異なるのに履行された場合に求償権は発生するのか
    - ④ 調査の中断について
4. まとめ

補論

地方税法に基づく税の賦課処分の取消を求める 2014 年全部改正後の  
( 2 ) 行政不服審査法に基づく審査請求に対する却下裁決について

## 1. はじめに

2014年の行政不服審査法全部改正法の施行(2016年4月1日)の後に、板橋区長が被相続人の住民税の未払い分について、他の相続人の同意なく、相続人の1人のみに賦課処分及び徴収を行ったため、筆者が他の相続人の1人を代理して賦課処分の取消を求める審査請求を同区長に行ったところ、同区長は、新設された審理員審理を行うことなく、改正後の行政不服審査法第24条の規定に基づき却下裁決を行った。

本稿においては、審査請求の裁決に至る経緯、行政不服審査法並びに地方税法及びこれと同旨の国税通則法の解釈を整理した上で、本件却下裁決の法的正当性の有無について検討する。

## 2. 審査請求の裁決に至る経緯

### (1) 審査請求を行うまで

AはDの長女、EはDの三女である<sup>1)</sup>。

Dは、アルツハイマー型認知症等に罹患し、特に、平成18年1月の配偶者Fの死後は進行が加速した。Aは、平成20年3月に、東京家庭裁判所からDの成年後見人として選任されている。

Dは、平成25年3月に死亡した。板橋区総務部総務課長は、Aに対し、平成25年9月12日付け「代表相続人の指定について」を送付し、平成25年度の所得にかかる特別区民税・都民税(税額18,800円)について、地方税法第9条の2第1項の規定に基づく「相続人代表指定届」の提出を要請してきた。Aは、平井(2017)のとおり、戸籍の附票の不交付処分によりEと連絡を取ることができないままであったことから、以下を内容とする同年9月17日付け文書「代表相続人の指定について(回答)」を送付した。

---

1) 本稿に係る処分及び審査請求については、平井(2017)で取り上げた、戸籍の附票の不交付処分とも関係することから、個人名並びに行政機関及び行政庁の標記については、これと同じ扱いとする。

平成25年9月12日付け（公印省略）にて依頼のありました標記につきましては、相続人のうちE（本籍東京都板橋区（略））の戸籍の附票の写しの交付を平成25年2月26日に板橋区長に請求しましたところ、東京都板橋区長坂本健発「戸籍の附票の写しの不交付決定通知書」（24板区戸第236号）により「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第6項に該当し本請求が不当な目的によることが明らかなため」であることを理由として、不交付決定がなされております。このため、私Aは、Eの現住所を了知することが不可能となっており、私からEに選任協議を行うための連絡を行うことができません。他方、板橋区長はEの現住所情報を戸籍の附票等として保有しております。

したがって、代表相続人指定の依頼については、板橋区長にて、Eの現住所宛てに送付するようお願い申し上げます。

その後、Aから後述の文書を送付するまで、板橋区からAへの連絡は全くなかった。

以後、AとEの間の民事訴訟、その結果としての平成26年11月の調停に代わる決定により、AとEは接近禁止としつつ、遺産分割協議についてのみ、弁護士又は司法書士を代理人として接近を認めることとされた。遺産分割協議は平成28年1月から開始された。

平成28年3月に、A・E双方の弁護士代理人の協議の結果、Eの代理人が本件の手続を処理することとなった。Eの代理人が3月11日に板橋区総務部納税課の電話にて問い合わせたところ、同課職員は、「すでに記録（データ）上は『完納者』（未納分なし）となっているので、今後、特に手続をする必要はない」と回答した。

この回答は、平成25年9月12日付け「代表相続人の指定について」との間に齟齬があることから、Aは、以下を内容とする平成28年3月20日付け板橋区総務部課税課長及び納税課長宛て文書「亡Dの住民税の支払について」を送付した。

貴殿から平成25年9月12日付けであった依頼文書について、同月17日に当方から、板橋区側の責任により当方がEに接触できないため、Eに依頼するよう回答いたしました。この回答に対しては、当方へは何のご連絡もありません。

地方税法に基づく税の賦課処分の取消を求める 2014 年全部改正後の  
( 4 ) 行政不服審査法に基づく審査請求に対する却下裁決について

せんでした。

このたび、私及びEが代理人を立て、遺産分割協議に入ることとなり、本件亡D未払い住民税債務について、E代理人が板橋区総務部納税課〇〇氏に平成28年3月11日に架電にて連絡したところ、亡Dは既に記録（データ）上は「完納者」となっているので、今後、特に手続をする必要はないとの回答が返ってきたとのことでした。

板橋区長が課税処分を行った死亡者の住民税が、相続人の私及びEのいずれも支払をしていないのに電子計算機上支払済みとなっているということはありえないことですし、もし、支払がないのに支払済みという処理になっているのであれば、板橋区の徴税行政に非常に大きな問題が存在するということになり、東京都、総務省等にも報告する必要がある事案ということになります。

つきましては、当該課税額を、いつ、誰が支払うことにより「完納者」扱いとなったか、納税課長又は課税課長以上の役職の方の公文書でご回答ください。

ご回答が遅れると亡Dの遺産相続手続に支障をきたしますので、至急ご回答をお送りいただきますよう、お願い申し上げます。

これに対し、A宛に、板橋区総務部課税課長名で、以下を内容とする、同年3月30日付けの文書による回答が到達した。

日頃より板橋区の税務行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。まず、平成25年当時にA様からご回答を頂戴したにもかかわらず、何のご連絡も差し上げなかったことにつきまして、遅ればせながらお詫び申し上げます。

そして、平成28年3月20日付けの文書のご質問について回答いたします。結論から申し上げますと、故D様の平成25年度分特別区民税・都民税の残額18,800円は未納として残っています。

これは、平成25年当時、課税課から戸籍住民課に附票交付を依頼した際の、「特段の事情により発行できない。」という回答をうけ、課税課担当係長判断で「特段の事情」に配慮し相続人調査を中断したためです。

通常、納税義務者が死亡した場合、課税課が亡くなられた方の相続人を調

査の上、代表相続人を指定し、納税通知書の送付をさせていただくことによって指定した相続人の方に納付義務が生じます。しかしながら、現時点では代表相続人を指定していないため、納税通知書を送付できず、未納があるのに、相続人のどなたにも納付義務が生じていないという状態となっております。

そのため、納税課では未納のデータの扱いがされず、「未納がない」という誤ったお答えをすることになってしまいました。課税課と納税課の職員間で連絡を密にしていれば正しいお答えができたはずですが、誤ったお答えをすることになってしまい大変申し訳ありませんでした。

なお、前述のとおり、現時点では納付義務が生じておりませんが、相続人代表を決めていただき、相続人代表指定届をご提出いただければ、納税通知書を送付させていただくことができますので、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

これに対し、Aは、以下を内容とする平成28年4月12日付け板橋区長宛「平成28年3月30日付け板橋区総務部課税課長〇〇〇〇氏からの公文返信について（照会）」を送付した。

標記につきましては、別添のとおり、貴区総務部課税課長から、平成25年に貴区の課税課から戸籍文書課にE（Eの本籍地）の戸籍の附票の交付を依頼したところ、戸籍文書課から「特段の事情により発行できない。」との回答がなされ、相続人調査が中断し、結果として課税処分がなされなかったとご回答をいただきました。

課税権者たる板橋区長からの戸籍の附票請求は、住民基本台帳法第20条第2項に基づくものであり、同条第5項で準用されるのは第12条の2第2項、第3項及び第5項の規定のみであり、第12条第6項は準用されません。

「住民基本台帳事務処理要綱について」（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号、保発第39号、庁保発第22号、42食糧業第2668号（需給）、自治振第150号、法務省民事局長、厚生省保険局長、社会保険庁年金保険部長、食糧庁長官、自治省行政局長から各都道府県知事あて）第6「その他」10「住民基本台帳の一部の写しの閲覧および住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票

地方税法に基づく税の賦課処分の取消を求める 2014 年全部改正後の  
( 6 ) 行政不服審査法に基づく審査請求に対する却下裁決について

の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置」コ「支援措置」(ア)「住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係る支援措置」A (C) 第3段落及び(イ)「住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出に係る支援措置」(C)「その他の第三者から申出がなされた場合」に鑑みても、支援申出者に対する相続人調査のための通知を目的とし、かつ、当該請求の任に当たっている者が明白である、課税権者たる板橋区長からの依頼を拒否した戸籍住民課の行為は、法の認める裁量権を逸脱した違法なものであります。また、その違法な行為を上司に相談することなく受容し、相続人調査を中止するという課税課における後続行為も同じく違法なものとなります。これらの行為は、納税額の多寡にかかわらず、課税という地方自治の根幹をなす機能の執行と、これに対する信頼を著しく棄損するものであります。

板橋区長は、地方自治法第143条に基づく、課税課及び戸籍住民課の課長以下職員を指揮監督する立場にあります。また、地方公務員法第6条に基づく任命権者として、これらの職員の任免及び服務に責任を負う立場にあります。

上記のような板橋区職員による違法な職務行為について、板橋区長は法制上どのお考えか、ご見解をお示しください。ご回答の内容によっては、総務省自治行政局、同省自治税務局等にも改めて照会する所存ですので、真摯なご回答をお待ちしております。

これに対し、A宛に、板橋区長名で、以下を内容とする、同年5月16日付け無題の文書による回答が到達した。

区長への手紙を拝見いたしました。

はじめに、相続人調査の中断について、お答えいたします。  
課税課に確認をとりましたところ、平成25年当時、担当係長が「特段の事情」に配慮し、ご遺族の方から何かしらのご連絡があるまでなど、一定の期間相続人調査を中断すると判断したとのことでした。

その際、仮に相続人調査を継続した場合には、「特段の事情」によりご遺族の方に過度のご負担をおかけする恐れがあることを加味して判断したとの

ことでした。

A様からは「納税額の多寡にかかわらず、課税という地方自治の根幹をなす機能の執行と、これに対する信頼を著しく棄損するものであります。」とのご意見をいただきました。私どもといたしましても、当然全ての税額を区民の皆様へ納付していただきたいと考えていますが、今回はご遺族の方への負担と区が得られる税収入の金額を総合的に比較検討した結果、こうした選択をさせていただいた次第です。

上記のような事情に加え、相続人調査はあくまで中断の状態であり、税債権を放棄したわけではありませので、課税課の判断が違法な行為だとは言えないとかがえております。

次に、戸籍住民課の行為について、お答えいたします。

ご指摘いただきました、課税権者たる板橋区長からの依頼を戸籍住民課の職員が拒否したかどうかにつきまして、事務処理の過程や事実関係を調査いたしました。その結果、故D様がお亡くなりになったことを受けて、課税課から戸籍住民課に戸籍謄本及び附票（改製原を含む）の交付依頼がありましたことを確認いたしました。

戸籍住民課では、一般請求であれ、公用請求であれ、個人情報に係る交付は必要最小限にするのが望ましいとの判断から、請求元である課税課に問合せをし、戸籍謄本（改製原を含む）で当面の用件が足りるのであれば、戸籍の附票を交付しないことはあります。

平成25年6月の交付依頼の時点では、戸籍住民課が上記の判断をし、戸籍謄本（改製原を含む）のみ回答し、戸籍の附票の回答を差し控えたものであり、法の認める裁量権を逸脱した違法なものとは言い難いと考えます。

この度、平井様からお手紙をいただいたことにつきましては、重く受け止め、誠実に仕事を遂行するよう、職員を指導してまいります。

今後も、区民の皆様へのより良いサービスの提供を心がけて職務を遂行していくよう、職員に徹底してまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見をありがとうございました。今後とも区政に対して、ご理解とご協力をお願いいたします。

地方税法に基づく税の賦課処分の取消を求める 2014 年全部改正後の  
( 8 ) 行政不服審査法に基づく審査請求に対する却下裁決について

板橋区とのやり取りと並行して、相続人代表者選任届について、平成28年3月7日以後、Aの代理人からEの代理人に対し、手続を行うことを要請したところ、4月13日にEの代理人からAの代理人に対し、電話にて「Eの代理人において納付した」旨の回答がなされた。

相続人代表者選任届については、地方税法施行令第2条第2項に基づき、Aの連署が必要となるのに、Eの代理人からAの代理人に対し連署の依頼その他の文書による通信が何らなかったことから、6月8日に、Aの代理人からEの代理人に対し、ファクスにて「未払住民税の納付についてEの代理人において納付手続をされたと聞いているが、Aは相続人代表者選任届に署名捺印しておらず、どのように手続したのか疑問に思っており、相続人代表者選任届の写し及び納付済みであることわかる文書の写しを開示してほしい。」旨依頼した。

Eの代理人からは、7月13日に、Aの代理人に対し、ファクスにて、6月21日付け板橋区総務部課課長発E宛文書「納税通知書の送付について」<sup>2)</sup>、板橋区長発E宛納税通知書及び6月23日付け特別区民税・都民税（普通徴収）納付書兼領収証書が開示された。7月25日に、Aの代理人からEの代理人に対し、相続人代表者指定届の開示を改めて請求し、27日に、Eの代理人からAの代理人に対し、届の写し及び板橋区による記入例が開示された（記入例について図1）。届の写しの相続人欄にはEのみ記載され、相続分は1/1と記載されていた。Eの代理人によれば、これは板橋区の記入例において「亡くなられた方の税金を納める方は原則1人にしていただくため、このように記入」と記載されており、職員からもそのように指導されたため、これに単純に従ったとのことであった。

Aの代理人は、7月29日に、板橋区総務部課税課に対し、電話にて、他の相続人の連署のない相続人代表者指定届の効力について照会したところ、8月19日に、同課からAの代理人に対し、ファクスにて「地方税法において相続人を1人に指定すると明記した条文はない」旨の回答が、地方税法第9条から第9条の3までの写しとともに送付されてきた。

Aの代理人は、改めて、板橋区総務部課税課第1グループ担当者宛に、以下を内容とする文書を発出した。これについては、回答がないまま

---

2) 「課課長」は「課税課長」の誤りと思われる。



図 1 < 相続人代表指定 ( 変更 ) 届の書き方 >

届を出す日を記入

|   |  |               |               |     |
|---|--|---------------|---------------|-----|
| 第 号   | 相 続 人 代 表 指 定 ( 変 更 ) 届  |               |               |     |
| 平成 年 月 日  |  |               |               |     |
| (あて先) 東京都板橋区長 坂本 健  |  |               |               |     |
| 相続人氏名を記入し、<br>印鑑 ( 認め印で可 ) を押印  |  | 相続人           | 税金花子 印        |     |
| 代理人氏名を記入し、<br>印鑑 ( 認め印で可 ) を押印  |  | 代理人           | 税金光子 印        |     |
| ( 被相続人 ( 死亡した方 ) の相続人 ( 相続分を承継する者 ) を除く ) 及び遺付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。 |  |               |               |     |
| 相代<br>続表<br>人者  | 氏 名  | 税金花子          |               |     |
|   | 住 ( 居 ) 所  | 板橋区板橋二丁目66番1号 |               |     |
|   | 電 話  | 3579-2101     |               |     |
|   | 個 人 番 号  |               |               |     |
| 相続人 ( 亡くなられた方の税金を納める方 ) の氏名・住所・連絡先・個人番号を記入  |  |               |               |     |
| 被<br>相<br>続<br>人  | 氏 名  | 税金太郎          |               |     |
|   | 死亡時の住 ( 居 ) 所  | 板橋区板橋二丁目66番1号 |               |     |
|   | 死 亡 年 月 日  | 平成〇〇年 〇 月 〇 日 |               |     |
| 相<br>続<br>人   | 氏 名  | 被相続人との続柄      | 住 ( 居 ) 所     | 相続分 |
|   | 税金花子<br><small>(123456789000)</small>  | 子             | 板橋区板橋二丁目66番1号 | 1/1 |
|   | 相続人 ( 亡くなられた方の税金を納める方 ) の氏名・個人番号・亡くなられた方の続柄・住所を記入<br><small>※個人番号を記入された場合は、身分証明書の写しも同封してください</small> |               |               |     |
|   | 亡くなられた方の税金を納める方は原則1人にしていただくため、このように記入  |               |               |     |
| 備<br>考  |  |               |               |     |

地方税法に基づく税の賦課処分の取消を求める 2014 年全部改正後の  
( 10 ) 行政不服審査法に基づく審査請求に対する却下裁決について

となっている。

こちら側からの質問の趣旨を再度明らかにさせていただきますと、地方税法第9条の2第1項「納税者又は特別徴収義務者（以下本章（第十三条を除く。）においては、第十一条第一項に規定する第二次納税義務者及び第十六条第一項第六号に規定する保証人を含むものとする。）につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。」を受けて、地方税法施行令第2条第2項に、「法第九条の二第一項後段の届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、同項後段の相続人が連署した文書でなければならない。」と規定されています。これらの規定に基づいて定められた東京都板橋区特別区税条例施行規則（昭和40年東京都板橋区規則第22号）第3条（1）第3号様式においても相続人が連署することを前提として相続人氏名欄が複数設けられています。それにもかかわらず、貴区役所が実際に採用している相続人代表者指定書及びその書き方を図示した書面が、相続人の連署を必要としていない点、相続人代表者の単名の署名のみの指定書を受理する運用を採用している理由をご回答いただきたい、ということになります。

いただいた書面は、こちらの質問に対する回答が十分記載されておりませんので、再度ご確認の上、ご回答お願い申し上げます。引き続き、書面にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

## (2) 審査請求の提起から裁決がなされるまで

板橋区側の対応が要領を得ないため、Aは、平成28年8月31日に、筆者を代理人として、板橋区長が平成28年6月21日付けでEに行った、故Dの住民税に係る賦課処分の取消を求める審査請求を提起した。審査請求の理由は以下のとおり記載した。

地方税法第9条の2第1項においては、「納税者につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうち

から被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。」とされ、同条の委任を受けた地方税法施行令第2条第2項においては、「法第9条の2第1項後段の届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、同項後段の相続人が連署した文書でしなければならない。」とされている。

さらに、これらの地方税法体系の規定に基づいて定められた東京都板橋区特別区税条例施行規則（昭和40年東京都板橋区規則第22号）第3条(1)第3号様式においても、相続人が連署して届け出ることを前提として、相続人氏名欄が複数人分設けられている。

しかるに、本件課税処分においては、故Dの相続人が、処分対象者Eの他にも、少なくとも審査請求人が存在することを処分庁は知っていたにもかかわらず（故D死亡後、相続人代表者指定について処分庁の補助部局は審査請求人と複数回文書によるやり取りを行っている）、Eのみが署名した相続人代表者指定届をもって処分を行っている。

相続人は相続財産に包括的な権利を有しており、租税債務を含む債務についても例外ではない。この民法上の権利に加え、地方税法第9条の2第1項及び同法施行令第2条第2項の規定からは、相続人を指定して地方団体の長に届出を行い、その旨を証するため相続人代表者指定届に署名することは、全相続人の固有の権利である。したがって、当該連署を欠く上記相続人代表者指定届は無効であり、当該届に基づきなされた課税処分は取り消すべき瑕疵があるものである。

審査請求を行ってから、2か月経過しても審査庁たる板橋区長からの通信がなかった。後述のとおり、審査請求の形式的不備があれば行政不服審査法第23条に基づく補正命令が来るはずであるし、審査請求が不適法で補正できないことが明白であれば同法第24条に基づく審理手続を経ない却下裁決が来るはずである。問題がなければ同法第9条に基づく審理員決定通知が来るはずである。いずれも、板橋区の行政不服審査担当部門における行政不服審査法上の形式審査で判断可能な事項であり、2か月は長すぎると思われたため、筆者は、10月31日に、板橋区長に対し、以下を内容とする「平成28年8月31日付け審査請求（審査請求人A）の処理状況について

地方税法に基づく税の賦課処分の取消を求める 2014 年全部改正後の  
( 12 ) 行政不服審査法に基づく審査請求に対する却下裁決について

(照会)」と題する文書を送付した。

標記につきましては、別添 1 のとおり、私を代理人として、貴殿に対し審査請求を行いました。審査請求書は、別添 2 の郵便物等配達証明のとおり、平成28年 9 月 2 日には書留郵便にて貴殿に送付されていることが確認されております。しかし、現在まで、行政不服審査法（以下「法」という。）第 9 条に基づく審理員決定通知、法第23条に基づく補正命令、法第24条第 2 項に基づく審理手続を経ないです却下裁決を含め、貴殿から何らの連絡も受領しておりません。

つきましては、標記審査請求の審査庁たる貴殿における当該審査請求の処理の現在の状況を至急ご教示ください<sup>3)</sup>。

これに対し、板橋区総務部総務課長から筆者に対し、11月 4 日付けで「平成28年 8 月31日付け審査請求（審査請求人 A）の処理状況について（回答）」と題する、以下の内容の文書が送付されてきた。

平成28年10月31日付けでご照会のありました件について、以下のとおり回答させていただきます。

標記につきましては、平成28年 9 月 2 日付けで審査請求書を受領していることについて相違ございません。審査請求書の内容を確認させていただいたところ、本件審査請求に係る処分の名宛て人が A 様でなかったことなどから、当庁にて慎重に審査をさせていただいております。

上記の審査結果を踏まえ、可能な限り速やかに結果をお知らせいたしますので、今しばらくお待ちください。

この回答から、板橋区長は、審査請求の行政不服審査法上の要件審査を超えて、地方税法等まで含めた不服申立人適格、すなわち不服申立ての利益の有無の審査を、審理員審理を経ずに行うつもりなのではないかと危惧し、筆者は、直ちに、11月 7 日付けで、板橋区総務部総務課長宛に、以下を内容とする「平成28年11月 4 日28板総総第396号付け『平成28年 8 月31日

---

3) 別添 1 は審査請求書の写し。

付け審査請求（審査請求人A）の処理状況について（回答）』について」と題する文書を送付した<sup>4)</sup>。

標記につきましては、迅速にご回答いただき、誠にありがとうございます。

回答文中にて「審査請求書の内容を確認させていただいたところ、本件審査請求に係る処分の名宛て人がA様でなかったことなどから、当庁にて慎重に審査をさせていただきます」と記載されております。しかし、これが仮に不服申立人適格の有無を意味するのであれば、別添のとおり、具体的な審理を実施しなければ判断できないため、第24条の審理手続を経ないでする却下裁決の要件を満たさず、審理員による審理手続を行った上で判断することが必要になるというのが立法過程における内閣法制局を含む有権解釈となっております。したがって、審査庁たる板橋区長におかれましては、早急に第9条に基づく審理員の指名を行った上で、当該審理員から、相当の期間を定めて、第29条第2項に基づく処分庁たる板橋区長への弁明書の提出を要求させるようお願い申し上げます。

これに対し、同課長から、筆者に対し、以下を内容とする、11月18日付け「ご連絡」と題する文書が送付されてきた。

【筆者】様からご連絡いただきました、平成28年11月7日付け「平成28年11月4日28板総総第396号『平成28年8月31日付け審査請求（審査請求人A）の処理状況について（回答）』について」（以下「貴簡」といいます。）につきまして、以下のとおりご連絡申し上げます。

貴簡によれば、「仮に不服申立人適格の有無を意味するのであれば、別添のとおり、具体的な審理を実施しなければ判断できないため、第24条の審理手続を経ないでする却下裁決の要件を満たさず、審理員による審理手続を行った上で判断することが必要になるというのが立法過程における内閣法制局を含む有権解釈となっております。」とのことです。

---

4) (一財) 行政管理研究センター編 (2016: 145-147)、宇賀 (2015: 116-118) 及び小早川他編 (2016: 134-135) の写しを添付。

地方税法に基づく税の賦課処分<sup>1</sup>の取消を求める 2014 年全部改正後の  
( 14 ) 行政不服審査法に基づく審査請求に対する却下裁決について

貴簡のご主張は、要するに、「不服申立て適格の判断は、すべて、審理員による審理手続を行った上で判断することが必要となる」ものとお見受けいたします。

ところで、貴簡別添の「行政不服審査法の逐条解説」(宇賀教授)の118頁には、下記の記載がございます。

記

「審査請求適格の判断には、審査請求の適法要件であるとはいえ、その適法性が直ちには判断できない場合も少なくない。かかる場合は、(中略)審理員の氏名を行うことになる。」

このように、同文献は、「直ちには判断できない場合も少なくない。かかる場合は」との留保を付しているところであり、貴簡における「不服申立適格の判断は、すべて、審理員による審理手続を行った上で判断することが必要になる」とのご主張は、同文献と同旨とはいえないものとお見受けいたします。

さらに、貴簡別添の「条解 行政不服審査法」(小早川教授編)の第135頁には、下記の記載がございます。

記

「法律上の利益の判断であれば、(中略)具体的な審理を実施しなければ判断できない場合もありうる。そのような場合は本項に該当せず、2章3節に定める審理員による審理手続を行う必要がある。」

このように、同文献も、「具体的な審理を実施しなければ判断できない場合もありうる。そのような場合は」と留保を付しているところであり、貴簡における「不服申立適格の判断は、すべて、審理員による審理手続を行った上で判断することが必要になる」とのご主張は、同文献と同旨とはいえないものとお見受けいたします。

加えるに、貴簡別添の「逐条解説 行政不服審査法」(一般社団法人 行政管理研究センター編)の147頁には、下記の記載がございます。

記

「不服申立人適格の有無が問題となっていて、具体的な審理を実施しなけ

れば判断できないような場合は、これには該当せず、審理員による審理手続を行ったうえで、判断することが必要となる。」

同文献については、「問題となっていて、」などと、接続助詞「て」で前後が接続されているところですが、文言上の解釈としては、

- ① 「不服申立人適格の有無が問題」となる場合には、全て、「具体的な審理が必要となる」との解釈（おそらく【筆者】様が取られる解釈）及び
- ② 「不服申立人適格の有無が問題」となり、それが原因となって「具体的な審理が必要となる」との表現をしているのみであり、「不服申立人適格の有無が問題となった場合」には、全て、確実に、「具体的な審理が必要となる」とまでは言及していない、との解釈

が考えられるところです。

ここで、①の解釈をとるとしても、この論点について裁判例が見当たらない現時点において、複数存在している学説の一つにすぎない、と言わざるを得ないところです。

添付されていた資料は上掲の3つの文献です。

貴簡における「別添のとおり、具体的な審理を実施しなければ判断できないため、第24条の審理手続を経ないです却下裁決の要件を満たさず、審理員による審理手続を行った上で判断することが必要になるというのが立法過程における内閣法制局を含む有権解釈となっております。」との内閣法制局の解釈については、資料が添付されていなかったようにも見受けられますので念のため申し添えます。

なお、貴簡における「有権解釈」につきましては、東京高裁平成24年9月14日判決が、「控訴人らは、建設省住宅局監修に係る建築基準法の解説書（甲16）、国土交通省住宅局建築指導課編集に係る同法の解説書（甲17）を根拠にして、建築基準法の所管行政庁（建設省及び国土交通省）は、『同法48条2項の公益上必要な建築物（施設について、〈1〉 近隣サービス施設に限って認められる、〈2〉 床面積その他の規模の制限を受けており、小規模の電気通信交換所に限って認められる。』旨明確に行政判断しており、これが所管行政庁の有権解釈であると主張する。

しかし、上記解説書は、民間出版社の出版した法令解説書にすぎないから、その記載をもって有権解釈（行政庁の公式見解）ということとはできない。ま

地方税法に基づく税の賦課処分の取消を求める 2014 年全部改正後の  
( 16 ) 行政不服審査法に基づく審査請求に対する却下裁決について

た、法令解釈の最終的な権限は裁判所の専権に属するとされているから、有権解釈に拘束されるものではないことを付言する。」との判示を行っているところですので、この点も、念のため申し添えます。

以上の次第ですので、貴簡による「不服申立適格の判断は、すべて、審理員による審理手続を行った上で判断することが必要になる」とのご主張は、複数存在する学説の一つに関する解釈にすぎず、かかる解釈に従って、貴簡ご主張の、「早急に第9条に基づく審理員の指名を行」うことは困難と言わざるを得ません。

本件は、「他人に対する課税処分について、不服を申し立てる」という前例の乏しい事案であり、審理員を指名した手続きに移行するべきであるか否かにつき、引き続き、裁判例、学説等を吟味する必要があるため、この点、ご連絡申し上げます。

これに対し、筆者は、同課長に対し、11月21日付けで、以下を内容とする、「平成28年11月18日付け28板総総第396の2「ご連絡」について」と題する文書を送付した。

標記につきましては、迅速にご回答いただき、誠にありがとうございます。

不服申立適格について、逐条解説書の記述について、代理人の理解を否定するのみならず、逐条解説書の証拠能力を、下級裁判所が、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」(憲法第76条第3項)立場にある裁判所として行った判示を引用して否定されますので、少なくとも内閣提出法案として長たる総務大臣が閣議請議を行った総務省(その中で本法の所管部局である行政管理局)が作成した『行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル(審査庁・審理員編)』から引用させていただきます。

「第2編 審査請求」「第1章 審査請求手続き」「4 審理手続を経ないでする却下裁決」「表4 審査請求が不適法であって補正できないことが明らかである場合の例」(p.22)として、「処分の相手方以外の第三者が審査請求人である場合で、審査請求をすることについて法律上の利益がないことが明



白である場合」が挙げられています。

審査請求を受理してから3か月近く審査庁が判断できないような状況が、「法律上の利益がないこと」の「明白」性の立証が審理員審理を行うことなく審査庁で可能であり、「具体的審理が必要である」場合には必ずしも該当しないため、審査庁において審理員を指名することなく、いたずらに長期にわたり審査庁において形式審査を続けられる要件を満たすとする貴職の判断が全く理解できません。形式審査において、「法律上の利益がないこと」の「明白」性は、速やかに判断できるものであり、それができないのであれば、審理員審理に移行して、審理員が、処分庁と審査請求人の主張を聴いて報告書に整理すべきものと考えます。

上記マニュアルについては、行政不服審査事務を担当する貴職においては当然所持されておられることと存じますので、その写しを同封することは紙代と郵送料の無駄ですから遠慮させていただきます。

なお、審査請求人における、処分の名宛人ではない者が有する一般的な法律上の利益の明白な不存在の審査を越えた、「課税処分」固有の法律上の利益の有無の審査は、審査庁の形式審査の範囲を逸脱しているものと思料いたしますが、念のために申し上げます、地方税法第9条の規定により、相続による納税義務の承継は代襲相続や遺言による相続がない限り法定相続分によりあん分されなければならないこと、第9条の2の規定による相続人による代表者の指定は、法的性質としては、被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類の受領という事実行為に関する準委任契約と同等の性質のものと考えられており、届出を行わなかった者は拘束されないとともに、法律行為の委任ではなく、地方税に関する納税義務に変更を加えるものでもないものと解されていることを付記させていただきます。

この点についても地方税法及び同旨の規定がある国税通則法の逐条解説書はありますが、民間出版社発行の逐条解説書の証拠能力を否定することが貴職の主張であると思われ、その写しを同封することは、重ねて紙代と郵送料の無駄ですから遠慮させていただきます。

地方税法に基づく税の賦課処分の取消を求める 2014 年全部改正後の  
( 18 ) 行政不服審査法に基づく審査請求に対する却下裁決について

### (3) 裁決

平成28年12月9日付けで、板橋区長から、審査請求を却下する裁決の謄本が送付された。理由部分は以下のとおり。

#### 第1 事案の概要

- 1 処分庁は、平成28年4月15日付けでEさんから提出を受けた相続人代表指定(変更)届に基づき、同人に対し、同年6月21日付けで被相続人たる故Dさんに係る特別区民税・都民税の納税通知書(被相続人が負担していた税債務である、約2万円を、全て、Eさんが支払う、との内容です。)を送付した(以下「本件処分」といいます)。
- 2 審査請求人は、平成28年8月31日、東京都板橋区長に対し、本件処分について審査請求をした。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、処分庁が、相続人が連署して届け出るとする地方税法(昭和25年法律第226号)第9条の2第1項及び同法施行令第2条第2項の規定に反し、Eのみが署名した相続人代表指定届に基づき行った本件処分により、審査請求人の相続人としての民法上の権利(審査請求人は、「債務」についても、相続人は「包括的な権利」を有していると主張しており、「税金という債務を支払う」法律上の権利が存在している、かのような主張をしています。)に加え、「全相続人の固有の権利である、相続人代表指定届に連署する権利」なる権利を侵害されたとして、当該相続人代表指定届は無効であり、当該届に基づきなされた課税処分は取り消すべき瑕疵があるとして、その取消しを求めるといふものです。

#### 第3 理由

- 1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条は、「行政庁の処分に不服がある者」は審査請求をすることができる旨規定しています。  
この「行政庁の処分に不服がある者」とは、「当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者」であるとされています(最高裁昭和53年3月14日判決)。

したがって、行政庁の処分に対し不服申立てをすることができる者は、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消し等によってこれを回復すべき法律上の利益をもつ者」に限られることとなります。

また、ここにいう「法律上保護された利益」とは、「行政法規が私人等権利主体の個人的利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている利益であって、それは、行政法規が他の目的、特に公益の実現を目的として行政権の行使に制約を課している結果たまたま一定の者が受けることとなる反射的利益とは区別されるべきもの」であると解されます（最高裁昭和53年3月14日判決）。

さらに、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第9条第2項は、「裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。」と規定し、より具体的な解釈規定を設けているところです。

- 2 そこで、以下、「被相続人が支払うべきであった税金について、一部の相続人がその法定相続分を超えて支払った場合、他の相続人は、当該支払を取り消すべく争うことができるか」につき、検討します。
- 3 日本国憲法は、第30条にて、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」として納税の義務を明文化しつつ、第84条にて、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と規定して、いわゆる租税法律主義を明文化しています。

これを受けて、地方税法は、国民に課せられた「納税の義務」が行政の恣意に流れることのないように、課税要件、手続を明文化しています。

地方税法に基づく税の賦課処分の取消を求める 2014 年全部改正後の  
( 20 ) 行政不服審査法に基づく審査請求に対する却下裁決について

すなわち、地方税法の趣旨ないし目的は、国民の義務たる納税義務を根拠に徴税を実施するにあたり、租税法律主義原則を具現化して、行政に対して歯止めをかける点にあるものと解される所であり、他方で、地方税法が、「税金を支払う権利」なる権利を法律上保障していると解釈することは困難であると言わざるを得ません。

裁判例においても、「減額更正処分」としつ、「納税の義務」から解放する方向の処分については、広島地裁平成13年6月19日判決が、「本案前（平成7年3月期の法人税の更正処分（別表2「更正処分」欄）一件記録によれば、被告が、原告に対し、平成7年3月期の法人税について、別表2「更正処分」欄のとおり更正処分をしたことが認められ、同更正処分がいわゆる減額更正処分であり、原告に有利な処分であることは明らかである。

ところで、課税処分に対する取消訴訟は、課税処分によって不利益を受けた納税者が救済を求めるために設けられた制度であり、取消訴訟の原告となるには、課税処分の取消を求めるにつき法律上の利益があることを要するところ、課税処分が納税者にとって有利な場合には、納税者は救済を求める必要がなく、課税処分の取消を求めるにつき法律上の利益があるとはいえない。

したがって、原告に対する平成7年3月期の法人税の更正処分（別表2「更正処分」欄）がいわゆる減額更正処分であり、原告に有利な処分であることは前記のとおりであるから、原告は救済を求める必要があるとは認められず、同更正処分の取消を求めるにつき法律上の利益があるとは認められない。」との判断を下し、「納税の義務」から解放する方向での処分である、いわゆる減額更正処分については、取消しを求めるにつき法律上の利益はない、としているところです。

さらに、高松高裁昭和24年9月2日判決は、「違法な行政処分の取消又は変更を求める訴を提起するには必ずしも当該行政処分の相手方であることを必要としないけれどもその処分の取消又は変更を求めるについて具体的利益を有する者でなければならない。然るに控訴人らはその主張の各税金の賦課処分を受けた者でもなく、また町民手川国正に対する県民税、町民税の賦課額が減額されたため控訴人らに対してこれらの税金が増額賦課されるに至ったというのではなくその他本訴を提起する

について何らかの具体的な利益を有する点については何ら事実上の主張がないから控訴人（原告）らは本件行政処分<sup>1</sup>の取消を求める法律上の利益がないものといわなければならない。」として、「他人に対する課税額が減額された結果、その部分が自己に増額賦課されるに至ったというような具体的利害の侵害が認められないかぎり、他人に対する課税処分取消の判決をうける法律上の利益はない。」との判断を下しております。

加えるに、大阪高裁昭和29年3月20日判決も、「控訴人末子は右賦課処分並びにその滞納処分としてなしたラジオ一台の差押につき事実上の利害関係を有するとするもその処分を受けた主体でなく又右差押えられたラジオにつき自己の所有物なることその他右違法を主張するにつき法律上の利益を有すべき特別の事由あることを主張するものでないから、右訴につき法律上の利益を有すべき特別の自由あることを主張するものでないから、右訴につき当事者適格を有せずその訴の内容の当否を審査するまでもなく、不適法としてこれを却下すべきものである。」として、賦課処分並びに滞納処分の相手方でない者は、事実上の利害関係を有していても、それらの処分の違法を主張するにつき法律上の利益を有すべき特別の事由のない限り、それらの処分の取消しを訴求する当事者適格を有しないと判断を下しているところです。

以上の裁判例からみても、「被相続人が支払うべきであった税金について、一部の相続人がその法定相続分を超えて支払った場合、他の相続人は、当該支払を取り消すべく争うことができるか」との論点については、消極に解さざるを得ません。

- 4 さらに、地方税の規定自体が、「相続人のうちに相続によって得た財産の価額が同項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の額をこえている者があるときは、その相続人は、そのこえる価額を限度として、他の相続人が同項の規定により納付し、又は納付すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入する責めに任ずる。」（地方税法第9条第3項）と規定しており、これはすなわち、「他の相続人が本来支払うべきであった税金について、ある相続人がいわば肩代わりして支払う」ことを求めるものです。

これは、すなわち、他の相続人の「税金を支払う権利」なる権利よりも、ある特定の相続人からの、低コストで迅速な税徴収を優先させることを

地方税法に基づく税の賦課処分の取消を求める 2014 年全部改正後の  
( 22 ) 行政不服審査法に基づく審査請求に対する却下裁決について

明文化していることに他なりません。

したがって、この点でも、「地方税法は、『税金を支払う権利』なる権利を保障し、相続人の一部が税債務を全額支払った場合に、他の相続人が当該支払について取り消すことを許容している」とは解釈することが困難であると言わざるを得ません。

- 5 以上より、「税金という債務を支払う権利」を侵害されたとして不服を申し立てる点は、法律上の利益を欠いており、却下を免れません。
- 6 さらに、審査訪求人による、「全相続人の固有の権利である、相続人代表指定届に連署する権利」なる権利を侵害されたため、当該相続人代表指定届は無効であり、これに基づく課税処分は取り消すべき瑕疵があると主張する主張について以下検討します。
- 7 地方税法第9条の2第1項は、指定をする相続人と代表者として指定される相続人との個々の委任契約に基づく指定を規定しており、これに基づいて指定された受任者は、税務書類を受領することについて、委任契約の受任者と等しい地位に立つこととなります。すなわち、同条項に基づいて委任をした者は、委任契約を根拠に、「受任者が税務書類を受領した場合には、委任者も、税務書類を法律上受領したとの効果が発生する」にすぎません。

すなわち、複数存在する相続人の中で、一部の者が「相続人代表指定届」に署名をしなかった場合には、単に、当該指定届によっては委任者とならなかったため、当該指定届によって代表者として選定された者に生じた事象（税務書類の受領）の効果が、当該一部の者に帰属しない、との効果が発生するにすぎません。

そして、指定をする相続人は、代表者となる相続人の同意を得なければ、そもそも「税務書類の受領」事務を、代表者となる相続人に委任することはできません。地方税法第9条の2第1項を受けた同法施行令第2条が、委任者と代表者の「連署」を要求する趣旨は、かかる同意の存在を要求する趣旨と解されます。

すなわち、「代表者となる相続人」の意思を無視して、「連署」をする権利が法令上認められているということはず、したがって、審査請求人が主張する「全相続人の固有の権利である、相続人代表指定届に連署する権利」なるものは、法令上の根拠を欠くものであると言わざるを得ません。

この点で、審査請求人の本件申立ては、法律上の利益を欠いており、却下を免れません。

- 8 さらに、地方税法第9条の2第1項が、徴税上の便宜を規定したものであると解されることから、審査請求人の本件申立ては、法律上の利益を欠いており、却下を免れないところです。

地方税法は、第1章第2節において納税義務の承継について定めており、相続があった場合には、その相続人は、被相続人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納付又は納入すべき旨を規定（地方税法第9条第1項）しています。また、相続人が2人以上あるときは、各相続人は、民法の規定による相続分により按分して計算された額の地方団体の徴収金を納付し、又は納入しなければならないとされています。

一方、相続人からの徴収の手続については、相続人が2人以上あるときは、相続人間で代表者を指定することができることとされ（地方税法第9条の2第1項）、「相続人の代表者は、その被相続人の・・・地方団体の徴収金の納付又は納入につき便宜を有する者」のうちから定めなければならない旨を規定しています（地方税法施行令第2条第1項）。

上記相続人の代表者の指定の規定は、地方税の納税義務について相続があった場合において、各相続人はその相続分により按分した額の納税義務を承継するため、その賦課徴収及び還付に関する書類は、各相続人に送達されるべきものであるところ、相続人のうち一定の者が被相続人に係る債権債務を管理する例が多いことなどから、納税通知書その他の書類を代表者に送達することは実情に適し、徴税上も便利であることを理由として定められたものと解されます。一度相続人の代表の指定の届出をした後に、その指定した代表者を変更することが認められている（地方税法施行令第2条第6項）ことも、上記の趣旨を踏まえた規定であると解されます。

すなわち、地方税法第9条の2第1項の規定による相続人の代表者の指定は、徴税事務の便宜の観点から被相続人の納税義務に係る書類の送達を受けるべき者を指定するためのものであり、指定するための連署をすることができなかったことをもって、法律上保護された利益が侵害されているものと考えすることはできません。

- 9 本件処分は、Eさん宛てに被相続人である故Dさんに係る特別区民

地方税法に基づく税の賦課処分の取消を求める 2014 年全部改正後の  
( 24 ) 行政不服審査法に基づく審査請求に対する却下裁決について

税・都民税の納税通知書が送達されています。審査請求人はこれにより民法上、地方税法上の権利を侵害された旨主張していますが、本件処分は、徴税事務の便宜の観点からEさんを相続人の代表としたにすぎませんから、これにより審査請求人の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあるということではできません。

したがって、審査請求人は、本件処分について法律上の利益を有する者とは認められず、不服申立てができる者としての適格を欠くものことから、本件審査請求は不適法なものとなり、却下を免れません。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法ですから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり決定します。

### 3. 行政不服審査法及び地方税法上の問題点

#### (1) 行政不服審査法

##### ① 行政不服審査法第24条に基づく却下

板橋区側の主張には、藁人形論法、すなわち、筆者の主張を板橋区側で、極端な推測により故意に拡張したり、歪曲したりした上で、これを攻撃するものが散見される。その例の1つが、11月18日付け板橋区総務部総務課長発「ご連絡」である。

「ご連絡」の前段となる11月7日付け筆者発「平成28年11月4日28板総総第396号付け『平成28年8月31日付け審査請求（審査請求人A）の処理状況について（回答）』について」では、筆者は「板橋区長側は、原処分の名宛て人と異なる者からの審査請求であること等から慎重に審査している（ゆえに時間がかかっている）と主張しているが、（これは不適法であることが板橋区長側にとっても、一見明白ではないということだから）、これが仮に不服申立人適格の有無を意味するのであれば、（立法関係者が内閣法制局審査を踏まえた上で執筆している各種の行政不服審査法逐条解説でも例示されているように）具体的な審理を実施しなければ判断できないため、第24条の審理手続を経ないです却下裁決の要件を満たさず、審理員による審理手続を行った上で判断することが必要だ」という趣旨で書いたのである



が、板橋区長側は、当方の主張を「不服申立て適格の判断は、<sup>す</sup><sup>べ</sup><sup>て</sup>、審理員による審理手続を行った上で判断することが必要となる」になると決めつけた上で、必死にこれを否定しようとするのである。

多肢選択式試験で「すべて」のような語が命題に入っていたら誤りの選択肢と思え、という受験常識をここで出すまでもなく、筆者が主張したかったのは、不適法却下といっても、特に不服申立人適格については、個別行政法規の解釈も含め、一見明白には分らないものもある、今回も慎重に審査していて事務的に2か月もかかっている、そういう場合には審理員審査に移行して対審構造で論点を明確化し、不服申立の利益の有無を判断するというのが行政不服審査法の趣旨ではないか、と言いたかったのである。筆者は中央省庁の本省で内閣提出法案に従事していた際には、各省との協議の結果も含め、内閣法制局との間で、文言確定の過程で整理した解釈を基に所管省や法案化にお知恵を拝借した先生方が最終的に逐条解説書としてまとめる、という経験を大規模立法で経験しているので、ややはったりで「内閣法制局も含む有権解釈」と書いたのが、板橋区総務部総務課の担当者の逆鱗に触れたのかもしれない。

いずれにしろ、行政不服審査法第24条に該当するか否かの判断は、自由裁量ではありえず、審査庁は極めて抑制的に判断を行うべきであろう。

## ② 処分庁たる行政庁の補助部局と審査庁たる行政庁の補助部局の間のファイアーウォール（チャイニーズウォール）の必要性

今回の裁決で、行政不服審査法第24条の要件該当性の判断に当たっては、行政不服審査法や憲法、行政法などの一般法を超えて、地方税法解釈の詳細にわたっている。これは、審査請求受理窓口たる総務部総務課の判断だけではないだけでなく、処分庁の課税課とも協議をしているはずである。これでは、異議申立てを廃止し、上級行政庁がない場合でも対審構造を導入した意味がないのではないだろうか。首長の補助部局においても、審査庁たる首長の補助部局と処分庁たる補助部局の補助部局には、審査請求事務に関してはファイアーウォールを設けるなどのガバナンスの確保措置が必要に思われる<sup>5)</sup>。

5) 組織内の利益相反防止やそのための情報共有の制限については、特にチャイニーズウォール（万里の長城の意）と呼ぶこともあるようである。

地方税法に基づく税の賦課処分の取消を求める 2014 年全部改正後の  
( 26 ) 行政不服審査法に基づく審査請求に対する却下裁決について

### ③ 審理員

行政不服審査法第17条では「審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。」と規定されている。東京都武蔵野市では、審査請求の対象となる事件の種類ごとに、当該事件にかかる処分を所管しない課の課長をあらかじめ審理員となるべき者として定め、同市のウェブサイト上で公開している<sup>6)</sup>。

これに対し、板橋区のウェブサイトでは、全部改正後の行政不服審査法施行から1年経過した現在でも、審理員となるべき者の名簿はおろか、行政不服審査法に関する情報提供さえなされていない。一方、グーグルで「板橋区 行政不服審査法」で検索すると、2017年4月22日現在「東京都板橋区行政不服審査専門員設置要綱」（平成28年3月11日区長決定）がトップで掲載される<sup>7)</sup>。これは、審理員に指名する職員として、法律又は行政に関して優れた識見を有し、かつ、弁護士資格を有する者を非常勤特別職として任用する制度を作るための要綱である。この専門員が既に任用されているかどうかは不明であるが、審理員をこの制度に基づいて任命する制度としたために、審理員審理にかけると優秀な弁護士の報酬相当の日額報酬を支払わなければならないこととなり、審査庁にとっては、審理員審査を行うことに抑制的に作用する可能性が大きいのではないだろうか。

## (2) 地方税法

### ① 民法における債務者の守られるべき権利

板橋区長側の藁人形論法のもう1つの例が、裁決の「第2 審査請求人の主張の要旨」において、「審査請求人は、『債務』についても、相続人は『包括的な権利』を有していると主張しており、『税金という債務を支払う』法律上の権利が存在している、かのような主張をしています。」とした上で、「第3 理由」において、この「税金という債務を支払う権利」の不存在を

---

6) [http://www.city.musashino.lg.jp/shisei\\_joho/sesaku\\_keikaku/soumubu/1007905.html](http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/sesaku_keikaku/soumubu/1007905.html) (2017年4月22日閲覧)。

7) <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/yoko/pdf/h280311gyouseihuhukushinsansenmonin.pdf> (2017年4月22日閲覧)。

必死に主張していることである。

不肖筆者といえども、「債務を支払う権利」などという愚かな主張をする意図はなかった。審査請求書の理由の記載から、審査請求人の保護されるべき法律上の権利又は利益が直ちには読み取れず、権利又は利益があるともないとも判断できないのであれば、上述のように第24条却下はできず、審理員審査による対審構造で審査請求人の主張を明確化し、立証させるべきであろう。

筆者が反省しているのは、筆者の勉強不足で、審査請求を行った時点で、相続に伴う承継において、債務は相続人の間で可分債務となることが確立した判例であり、税法はこれを踏襲していることを知らなかったことである<sup>8)</sup>。筆者は、民法第898条及び第899条で、相続財産は積極財産も消極財産も共に共有財産となり、相続分が持分になると誤解していたのである。

筆者が主張したかったのは、「債務者にも保護されるべき権利がある」ということである<sup>9)</sup>。例えば、民事債務については、第三者による債務の弁済に関し、利害関係を有しない第三者は債務者の意思に反して弁済をすることができないし（民法第474条第2項）<sup>10)</sup>。判例上確立している債権者と引受人の合意による免責的債務引受も同様である<sup>11)</sup>。第三者弁済については、立法者意思は、債務者の感情論の他に、求償権の問題を挙げていたとされる<sup>12)</sup>。

② 租税法律主義からみた地方税法第9条による租税債務の承継割合を  
相続人代表者指定（変更）届に記載する相続分によって変更すること  
の可否

本件において、Eにのみ課税処分が行われた原因は、地方税法第9条の

8) 民事債務につき谷口他編（2013: 10-13）、地方税債務に係る地方税法第9条につき地方財務研究会編（1985: 70-89）、国税債務に係る国税通則法第5条につき志場他共編（2007: 158-169）参照。

9) 租税法を租税債務を中心にとらえる考え方として、金子（2016: 24-27）参照。

10) 潮見（2012: 324-329）参照。

11) 大判大正5年7月3日法律新聞1164号31頁及び大判大正10年5月9日民録27輯899頁。なお、潮見（2012: 531）では、債務者の意思に反してできるとするが、前記2判例では、「(旧)債務者ノ意思ニ反セザル限り」としている。

12) 潮見（2012: 327）参照。

地方税法に基づく税の賦課処分の取消を求める 2014 年全部改正後の  
( 28 ) 行政不服審査法に基づく審査請求に対する却下裁決について

2 に基づく相続人代表者選任届の相続欄の記入に際し、板橋区総務部課税課において、E の代理人に対し、書面及び口頭により、同法第 9 条第 2 項に規定する、民法第 900 条から第 902 条までの規定による相続分ではなく、E が唯一の相続人で 1/1 の相続分があると記入するように指導したことに起因する。そして、同区長は、この届に記載された相続分に基づいて、E のみ特別区民税・都民税の賦課決定を行ったものである。

相続人代表者選任届は、滞納処分を除く課税に関する書類の受領権限を、連署した相続人間で準委任契約を結び、その事実を書面で課税庁たる地方団体に届けるものである（代表者は法律行為を行う権限は委任されないので、裁決で「委任契約」としているのは誤り）<sup>13)</sup>。租税法律主義からは、承継租税債務については第 9 条で確定し、その例外規定や変更を可能とする手続規定が法定されていない以上、この選任届を含め、変更はできないと解するのが相当である。

③ 違法な手続によりなされた課税処分（履行命令）が法律の定める要件と異なるのに履行された場合に求償権は発生するのか

本件事例のように、違法な課税処分に基づき地方税法第 9 条第 2 項に規定するあん分割合を超えて納付した相続人がいた場合には、他の相続人に対し求償権が発生するかという問題が生じる。承継手続規定により成立はしたが内容が確定していない租税債務と、課税処分により内容が確定した租税債務が異なってしまうのである<sup>14)</sup>。地方税法第 20 条の 6 の第三者

---

13) 連署がない相続人は、準委任契約をしていないので、引き続き書類受領権限を有する。裁決「第 3 理由」7 第 2 段落において審査庁が明記しているように、「当該指定届によっては委任者とならなかったため、当該指定届によって代表者として選定された者に生じた事象（税務書類の受領）の効果が、当該一部の者に帰属しない、との効果が発生するにすぎない」のである。そして、準委任契約（無償の片務契約）と解される以上、同第 3 段落及び第 4 段落で「代表者となる相続人」の意思のみを強調しているが、そもそも他の相続人（連署者）の意思がなければ法律関係は開始しない。地方財務研究会編（1985: 90-101）参照。なお、国税に関する相続人代表指定届に関し規定する国税通則法第 13 条について、志場他共編（2007: 215-220）参照。

14) 成立はしたが内容が確定していない租税債務と、課税処分により内容が確定した租税債務の区別について、金子（2016: 143-144, 768-770）参照。

納付に関する規定は、民法の第三者弁済の制限のような規定がなく、租税債務者の意思に反してでも可能とされている<sup>15)</sup>。しかし、本条が適用になるのは、少なくとも賦課徴収にかかる租税に関しては、課税処分によって租税債務の内容が確定したものと解するべきであろう。他方、本件事例のような場合については、地方税法の体系がそもそも想定しておらず、いまだ抽象的な公債権である租税債権がそれと異なる内容で確定された課税処分とそれに対する納付を経由して複数の相続人という私人間の私債権たる求償権に転換されうるのか、その場合に利息も含めて求償できるのか等は、一般国民にとっては不明である。すなわち、利害が対立しがちな相続人の間に、さらに法的不安定性を持ち込むことになるのである<sup>16)</sup>。これは、他の相続人にとって、事実上・反射的な利益ではなく、租税法律主義を構成する要素の一つである法定された適正手続の保障によって保護されるべき法律上の利益と解するのが相当であろう<sup>17)</sup>。

#### ④ 調査の中断について

平成28年3月30日付け板橋区総務部課税課長の文書回答によれば、平成25年当時、課税課から戸籍住民課に附票交付を依頼した際の、「特段の事情により発行できない。」という回答をうけ、課税課担当係長判断で「特段の事情」に配慮し相続人調査を中断したとのこと（平成28年5月16日付け板

15) 地方財務研究会編（1985: 564-569）参照。なお、国税に関する第三者納付に関し規定する国税通則法第13条について、志場他共編（2007: 446-452）参照。

16) 私見では、地方税法第9条第3項に基づく超過納付を除いては、租税法律主義の観点からは、同法第9条第2項のあん分割合に反する課税処分によって、自己の租税債務の納付をされた相続人に対する求償権は発生しないと解するのが相当であると考え。特に、本件事例で言えば、板橋区総務部課税課の違法な行政指導、地方税法に反する届を提出したEの代理人の（弁護士としての高度な注意義務を前提としての）重過失、そして地方税法の規定に反する承継割合によりなされた違法な課税処分という要素に鑑み、その負担は板橋区とEの間、及びEとEの代理人の間での不法行為による損害賠償又は不当利得返還請求の問題と整理するしかないのではないだろうか。

17) 租税法律主義に合法性の原則及び手続的保障原則が含まれることについて、金子（2016: 82-83）及び土屋他（2015: 12-13）参照。手続的保障と訴えの利益について金子（2016: 994）参照。

橋区長回答によれば、「ご遺族の方から何かしらのご連絡があるまでなど、一定の期間」とのこと）である。他方、平成28年5月16日付け板橋区長回答によれば、戸籍住民課では、一般請求であれ、公用請求であれ、個人情報に係る交付は必要最小限にするのが望ましいとの判断から、請求元である課税課に問合せをし、戸籍謄本（改製原を含む）で当面の用件が足りるのであれば、戸籍の附票を交付しないことはあり、平成25年6月の交付依頼の時点では、戸籍住民課が上記の判断をし、戸籍謄本（改製原を含む）のみ回答し、戸籍の附票の回答を差し控えたとのことである。

しかし、戸籍住民課は「特段の事情」を明らかにせず、課税課は、当該「特段の事情」の具体的内容も把握せずに、相続人調査を継続した場合には、当該「特段の事情」により遺族の方に過度の負担をかける恐れがあることを加味して係長レベルで調査を中断したとのことでもある。なぜ、課税課が相続人調査を中止することが、戸籍住民課にとって「当面の用が足りている」という認識につながるのか。また、「特段の事情」の具体的内容も不明で、どのような負担を想定できるのか。そもそも、地方税に関する調査事務の従事者の守秘義務に対する刑事罰は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（地方税法第22条）で、戸籍住民課職員が負う地方公務員の守秘義務（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）（地方公務員法第34条及び第60条）の罰則と比べ、懲役の長期も罰金の多額も2倍の厳しいものである。課税課職員の調査に伴う請求に対しては、戸籍住民課は、地方公務員法及び地方税法上の秘密にかかる情報であることを明示した上で「特段の事情」の具体的内容とともに戸籍の附票を交付することも可能であった。また、課税課も、戸籍の附票が交付されていれば、その守秘義務に抵触しないように、手続を個別の相続人ごとに行うことも可能であった。課税課が事実確認をした上で、正当な内部意思決定を経て戸籍事務の処分庁かつ地方税の課税庁としての板橋区長が判断を行ったのならともかく、この回答を読む限り、本件事例においては、いずれの課の職員も任務を懈怠しているのではないだろうか。

#### 4. まとめ

本件事例を通じて感じた第1の課題は、行政手続に関する法制度の整備は、

対応する行政組織制度の整備を伴わなければならないということである。2014年の改正前の行政不服審査法では、従来、上級行政庁が存在しない場合に、処分庁と審査庁を分離できないことから、異議申立てという、審査請求に対する特例を設けることによって対処してきた。2014年改正では、審理員審理を導入することと、審理員審理後に第三者合議機関への諮問・答申の手続を導入することとした上で、上級行政庁が存在しない場合でも審査請求に一元化した。

問題は、処分庁と審査庁が同一となる旧異議申立て型の審査請求について、2014年改正で不服申立て手続に対審構造が導入されたにもかかわらず、地方公共団体の首長の補助部局において、裁判官役たる審査庁と、被告の立場にある処分庁のそれぞれの補助部局の間にファイアウォールとなるべき仕組みが設けられていないことである。本件事例においては、本来は、審査庁（の補助部局）が、いわば裁判所の事務局として、行政不服審査法を中心として明白な適法性の欠如がない審査請求については、審理員審理手続に付すべきであった。そして、審査請求の税法上の適法性の審査（特に不服申立人適格）は、対審構造の下で、処分庁（の補助部局）がオープンに主張し、審査請求人の反論の機会を設けなければならなかった。ところが、実際には、税法上の解釈まで受理判断においてなされて却下されたのである。まっとうな行政組織であれば、他部局の所管法令の解釈は、当該部局の関与を要する（決裁と言えば合議を要する）ものである。処分庁の補助部局たる総務部課税課に諮ることなく税法上の解釈まで総務部総務課で行った上で却下裁決を行ったのであれば総務部総務課の越権であるし、総務部課税課まで却下裁決の判断に関与させたのであれば、異議申立て制度を廃し、対審構造の審査請求制度を導入した意味を減却するものである。

このような、組織内の利益相反やそれに伴う情報共有の制限に対処するための内部組織の在り方については、行政法学においても行政学においても十分な検討がなされてきたものとは言い難い。しかし、金融機関に始まり、監査法人の監査部門とアドバイザー部門、系列コンサル等との間、そして弁護士法人などで、内部利益相反を回避するためのファイアウォールの構築が進んできている。行政組織においても、行政不服審査法のように組織内にチェック・アンド・バランスの仕組みを導入するようになってきた以上、組織内の利益相反やそれに伴う情報共有制限を、外部に

も明確でペナルティもある行政組織制度として確立する必要があるのではないだろうか。

この問題は、行政不服審査制度を越えて、課税課の税務調査と戸籍住民課の戸籍・住民票情報との関係でも重要である。税務調査に不可欠の情報を、戸籍住民課が提供せず、課税処分手続を止めてしまっているのが、これは、課税課の権限と守秘義務に対する理解が板橋区役所庁内で認識されていないのか、現実の課税課の事務執行が庁内で信頼されていないかのいずれかであろう。税務調査に伴う庁内での課税課の特別な地位に鑑みれば、組織内での強制的な情報収集機能（これは本来は地方税法上あるはずである）と、これに伴う課税課が保有する情報の秘密を保護する組織的な障壁が、板橋区役所内外に明らかな形で設けられる必要があるだろう。

第2の課題は、法曹有資格者の地方公共団体内での活動の仕方についてである。板橋区側の対応のトーンは、11月18日付け「ご連絡」から、明らかに変化している。一般行政事務職員として採用された職員が書く文章ではなく、法曹有資格者（特に経験年数の浅い者）が書く、ひたすら判例を出して議論を封じようとする文章になっているのである（その割に租税法や民法の債権総論、相続法等から丁寧に説明しようとする気がないのも特徴である）。

東京弁護士会会報『LIBRA』では、2017年1月に「自治体内弁護士という選択：～自治体から法律事務所へ、法律事務所から自治体へ～」と題する特別企画を掲載している<sup>18)</sup>。ここで、板橋区は、東京23区の中で他区に先駆けて弁護士を任用しているとの紹介があり、この特別企画の座談会には2016年4月から3年任期で任用されている板橋区総務部副参事（法務担当）が参加している。前記「ご連絡」の起案書や裁決の起案書を入手するなどしなければ、本件事例と当該弁護士職員を結びつける証拠はない<sup>19)</sup>。しかし、もし法曹有資格者が関与して本件事例のような事務処理をしたのであれば、法曹制度自体への信頼に関わる問題となる。

第3に、審査請求における不服申立人適格の問題は、他の不適法事由と異なり、高度の法解釈に関わる問題である。したがって、不服申立人適格を理由として却下裁決を行うような場合には、行政不服審査法第24条によ

---

18) 伊藤他（2017）参照。



る却下とせず、審理員審理を行うことを義務付けるとともに、処分の違法性・不当性を審議するものではないとして第三者機関への諮問の義務付けから除かれている「審査請求が不適法であり、却下する場合」(第43条第6号)に不服申立人適格に関する事項を含めず、これについては第三者機関への諮問・答申を経た上で審査庁が裁決をすることを義務付けるなどの法整備が必要であろう。

2014年改正行政不服審査法は、衆議院における修正により、政府は、施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている(附則第6条)<sup>20)</sup>。さらに、参議院総務委員会においては、附帯決議において、「行政不服審査制度については、公正で利用しやすい簡易迅速な手続により、国民の権利利益の救済を図り、あわせて行政の適正な運営を確保し、国民の行政への信頼を一層充実することなどにより、制度本来の目的が最大限発揮できるよう、制度改正後の実施状況を踏まえつつ、今後とも不断の見直しを行うこと。」とされている<sup>21)</sup>。本稿で指摘した課題が、今後の行政不服審査法の見直しの一助になれば幸いである。

## 補論

Dの死亡後、板橋区長は、Aに対し、後期高齢者医療保険料の過誤納還

19) 伊藤他(2017:19)においては、当該弁護士は、自己紹介として、自己の業務内容を「指定代理人としての訟務事務、行政不服審査の弁明書や決定書の起案、法律相談、対外的なトラブルにおける交渉書面の起案を行います。他にも、議会質問への各所管課の回答起案支援、議会出席、各所管課の条例案作成支援、条例審議会への出席、職員向け研修(知財、行政法、対行政暴力)、クレーマーに対する交渉戦略検討・書面起案、対外的契約書のチェック・起案など多岐にわたる業務を行います。」としている。

20) 橋本他(2014:233)参照。

21) この附帯決議に先立ち、参議院総務委員会の参考人質疑において、宇賀克也参考人は、行政不服審査法を含む行政通則法は、急速に変化する社会経済情勢等に鑑みて、恒常的に10年毎に見直しの機会を設けるべき、という旨の意見を表明したとのことである。橋本他(2014:249-250)参照。

地方税法に基づく税の賦課処分の取消を求める 2014 年全部改正後の  
( 34 ) 行政不服審査法に基づく審査請求に対する却下裁決について

付金と、介護保険過誤納還付金について、相続人代表者届出書兼申立書の提出要請を郵便で送付してきた。同時期に、後期高齢者医療保険料を所管する後期高齢医療制度課において、筆者がAの代理として後期高齢者医療被保険者葬祭費支給申請を行ったところ、窓口の担当者から後期高齢者医療保険料過誤納還付金の存在と申請手続の教示を口頭で受けた。他の相続人であるEの住所が、板橋区長による戸籍の附票の不交付処分により不明である旨述べると、担当者は、相続人代表者届出書兼申立書の「その他の相続人同意欄」は記入する必要がない旨を教示した。

同様の問題が介護保険料についても存在したため、Aは、平成25年9月17日付けで、両課を所管する健康生きがい部長に「後期高齢者医療保険料過誤納還付金及び介護保険過誤納還付金にかかる相続人代表者届出書兼申立書の『その他の相続人同意欄』の記入について（照会）」と題する、以下を内容とする文書を送付した。

平成25年9月17日に貴部後期高齢医療制度課において、D（死亡時住所（略）、被保険者番号（略））の後期高齢者医療被保険者葬祭費支給申請を【筆者】が喪主の私に代わり行いました際に、窓口の担当者から、後期高齢者医療保険料過誤納付金が40,600円あること（還付番号（略））、及び還付金申請に添付する相続人代表者届出書兼申立書の「その他の相続人同意欄」は記入する必要がない旨を口頭で教示され、同欄に鉛筆で×印を付された相続人代表者届出書兼申立書の交付を受けました。当方から、同担当者に対し、すでに介護保険過誤納付金の通知を受けているが、下記の理由により「その他相続人同意欄」の記入ができず還付金請求ができない旨述べたところ、介護保険についても同欄の記入の必要がない旨の教示を受けました（帰宅後確認しましたところ、介護保険については、平成25年4月30日付け還付番号（略）金額6,700円及び同年7月3日付け還付番号（略）金額14,400円の2回にわたり郵送で板橋区長から通知を受けております）。

つきましては、①両制度の還付金について、同意欄があるにもかかわらず、真に記入は不要であるのか、②記入を不要とする法令上の根拠は何か、③同意欄の記入が不要であれば、申請文の「下記相続人の同意をもって」の文言も削除してよろしいか、の3点について公文書（公印省略なし）でご教示いただけないでしょうか。

よろしくお願い申し上げます。

## 記

Dの相続人のうち三女E（本籍（略））の戸籍の附票の写しの交付を、私AがDの成年後見人として平成25年2月26日に板橋区長に請求しましたところ、東京都板橋区長坂本健発「戸籍の附票の写しの不交付決定通知書」（24板区戸第236号）により「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第6項に該当し本請求が不当な目的によることが明らかなため」であることを理由として、私を名宛人として不交付決定がなされています。このため、私は、Eの現住所を了知することが不可能となっており、私からEに相続人代表者の同意をとるための連絡を行うことができません。

なお、当然ながら、板橋区長はEの現住所情報を戸籍の附票等として保有しておられますことを申し添えます。

これに対し、板橋区健康生きがい部長からAに対し、10月3日付け25板健後第113号「後期高齢者医療保険料過誤納還付金及び介護保険料過誤納還付金かかる相続人代表者届出書兼申立書の記入について（回答）」と題する、以下を内容とする文書が送付された<sup>22)</sup>。

平成25年9月17日付けで照会のありました、D様の還付金請求に伴う相続人代表者届出書兼申立書の「その他の相続人同意欄」の記入について、回答させていただきます

ご質問のとおり両制度の還付金請求の際には、相続人代表者届出書兼申立書をご提出いただければ、「その他の相続人同意欄」の記入がないことをもって、還付金をお支払いしないということはありません。

本来、民法の規定に基づき法定相続人を特定した上で処理すべきところですが、保険料の還付は金額が少額のことも多く、還付手続きを厳格にするこ

22) 表題は原文ママである。表題に些細なテニオハの誤りがあっても、内容が真摯であれば、文書の名宛人のことを考えて急ぎ決裁・発信してくれたのだと逆に感謝する気持ちになるから不思議である。

地方税法に基づく税の賦課処分の取消を求める 2014 年全部改正後の  
( 36 ) 行政不服審査法に基づく審査請求に対する却下裁決について

とにより、ご高齢の方に労力をおかけしないよう便宜的な扱いをしています。このため、相続人代表者届出書兼申立書に「民法上の相続人から異議が生じた場合、私は保険者に対して〇〇保険料を返還いたします。」との一文を記しています。

ただし、「その他の相続人同意欄」に記入がない場合には、その他の相続人の有無を確認させていただく場合がございます。

ご連絡いただきましたとおり、相続人のうち三女 E 様との連絡が難しいとのことです。その旨を「その他の相続人同意欄」にご記入していただきますようお願いいたします。

この度は、お問い合わせの際に、説明が足りずにご迷惑をおかけいたしましたして申し訳ございませんでした。

今後とも板橋区政に対し、ご理解ご協力をお願いします。

租税債務と社会保険の過誤納還付金債権には大きな違いがあるとしても、今回の、死亡した区民の相続人に対する対応の大きな差はどこから来るのだろうか。せっかく健康生きがい部長が、説明不足の謝罪に加えて「今後とも板橋区政に対し、ご理解ご協力をお願いします。」と丁寧に結んでも、それを総務部総務課及び課税課（筆者の推測が正しければそれらに加えて副参事）並びに区民文化部戸籍住民課の、法制度も理解せず、住民（とその相続人等）に正面から真摯に向かい合うこともしない態度が、板橋区を対外的に代表する坂本健区長の顔に泥を塗ることになってしまっているのである。これらの部課においては、区役所内の「ベストプラクティス」からしっかり学んでほしいものである。

**参考文献**

- 伊藤敬史、上村剛及び鈴木啓太（2017）「自治体内弁護士という選択～自治体から法律事務所へ、法律事務所から自治体へ～」『LIBRA』第17巻第1号、18-21頁（[https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2017\\_01/p18-21.pdf](https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2017_01/p18-21.pdf)、2017年4月22日閲覧）。
- 宇賀克也（2015）『行政不服審査法の逐条解説』、有斐閣。
- 金子宏（2016）『租税法』（第21版、法律学講座双書）、弘文堂。
- 一般財団法人行政管理研究センター編（2016）『逐条解説行政不服審査法：新政省令対応版』、ぎょうせい。
- 小早川光郎及び高橋滋（2016）『条解行政不服審査法』、弘文堂。
- 潮見佳男（2012）『プラクティス民法：債権総論』（第4版）、信山社。
- 志場喜徳郎、荒井勇、山下元利及び茂申俊共編（2007）『国税通則法精解』（第12版）、財団法人大蔵財務協会。
- 総務省行政管理局編（2016）『行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編）』、総務省。
- 谷口知平及び久貴忠彦編（2013）『新版注釈民法（27）相続（2）』（補訂版）、有斐閣。
- 地方税務研究会編（1985）『地方税法総則逐条解説』、財団法人地方財務協会。
- 土屋重義、沼田博幸、廣木準一、下村英紀及び池上健一（2015）『ベーシック租税法』、同文館出版。
- 橋本博之、青木丈及び植山克郎（2014）『新しい行政不服審査制度』、弘文堂。
- 平井文三（2017）「戸籍の附票の請求権とその制限手続に関する法的・行政学的考察」『亜細亜法学』第51巻第2号、353-394頁。